[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

作成日：令和7年11月11日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却]（令和7年10月度）

対象期間：令和7年10月1日　～　令和7年10月31日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二-イ、規十二条の七の三

種類		数量※1
産業廃棄物	廃油	200 kg
	廃酸	kg
	廃アルカリ	kg
	廃プラスチック類	14,200 kg
	紙くず	kg
	木くず	kg
	繊維くず	kg
	ゴムくず	kg
	金属くず	kg
	ガラスくず及び陶磁器くず	kg
	混合廃棄物	698,830 kg
	汚泥	kg
	動植物性残さ	27,780 kg
特別管理産業廃棄物	感染性廃棄物	29,220 kg
		kg
		kg
		kg
その他	一般廃棄物	40,480 kg

燃料ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置（連続測定）[規十二条の七の二-ロ、規十二条の七の五-ロ

	燃料ガス温度	集塵機流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度
測定位置	別図の①	別図の②	別図の③
測定結果が得られた日	2023年4月1日～4月30日	2023年4月1日～4月30日	2023年4月1日～4月30日
測定結果	別紙のとおり※2	別紙のとおり※2	別紙のとおり※2

ばいじんの除去の実施状況と措置[規十二条の七の二のハ、規十二条の七の五-ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	2025年10月13日	2025年10月13日

排ガスの測定結果[規十二条の七の二-ニ、規十二条の七の五-ニ]

		6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置		別図の③	別図の③
採取した年月日		2025年3月14日	2024年10月11日
測定結果が得られた日		2025年4月3日	2024年11月14日
ダイオキシン類			1.9 ng-TEQ/m3N
ばい煙量又はばい煙濃度	硫黄酸化物	0.085未満 m3N/h	
	ばいじん	0.005未満 g/m3N	
	塩化水素	300 mg/m3	
	窒素酸化物	40 ppm	

※2…焼却施設操作室にて開示